

現在の対策状況をご確認!! 対応が漏れている部分は、ご相談ください!!

# ✓ 対策項目チェックシート

※この色の項目は、定期・不定期問わず、継続して同じ屋内作業場にて金属アーク溶接等作業する場合には、対応が必要な項目です。

対策の分類	対策の詳細な内容	対策済 チェック
換気関連	全体換気、または同等以上の措置（ブッシュブル型換気装置・局所排気装置・ヒュームコレクター等）を設置。	<input checked="" type="checkbox"/>
	換気設備を、1月を超えない期間ごとに動作を点検。異常がある場合は整備対応。	<input checked="" type="checkbox"/>
	換気設備を、1年以内ごとに所定の項目について定期自主検査し、その結果を記録し、3年間保存する。	<input checked="" type="checkbox"/>
濃度測定 溶接ヒューム	個人ばく露測定による、溶接ヒューム濃度測定の実施。 ※「継続して金属アーク溶接等作業を実施する屋内作業場」は、対応が必要	<input checked="" type="checkbox"/>
	測定の結果、マンガンの測定量が $0.05\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた場合は、換気設備の風量調整や増強を実施。 ※「継続して金属アーク溶接等作業を実施する屋内作業場」は、対応が必要	<input checked="" type="checkbox"/>
	換気設備の調整後、再度、溶接ヒューム濃度測定を実施し、対策の効果を測定する。 ※「継続して金属アーク溶接等作業を実施する屋内作業場」は、対応が必要	<input checked="" type="checkbox"/>
	新たな金属アーク溶接等作業の方法を採用したり、既存の作業方法を変更するときは、あらかじめ濃度測定を実施する。※「継続して金属アーク溶接等作業を実施する屋内作業場」は、対応が必要	<input checked="" type="checkbox"/>
呼吸用保護具	有効な呼吸用保護具を選定し、使用させる。	<input checked="" type="checkbox"/>
	測定結果に応じた「要求防護係数」を上回る「指定防護係数」を有する呼吸用保護具を選定し、使用させる。※「継続して金属アーク溶接等作業を実施する屋内作業場」は、対応が必要	<input checked="" type="checkbox"/>
	各作業者が使用している呼吸用保護具の使用状況を記録・管理する。	<input checked="" type="checkbox"/>
	面体を有する呼吸用保護具はフィットテストを実施し、記録・管理する。(令和5年3月31日まで経過措置) ※「継続して金属アーク溶接等作業を実施する屋内作業場」は、対応が必要	<input checked="" type="checkbox"/>
床の清掃等	作業場所の床は、不浸透性のものにする。	<input checked="" type="checkbox"/>
	粉じんの飛散しない方法で、毎日1回以上清掃を実施する。	<input checked="" type="checkbox"/>
作業主任者の選任	「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」修了者より、特定化学物質作業主任者を選任する。	<input checked="" type="checkbox"/>
	作業主任者の職務として、「作業方法の決定・指揮」「健康障害予防設備の点検」「保護具使用状況の監視」を実施する。	<input checked="" type="checkbox"/>
診断の実施 特殊健康	溶接ヒュームを取り扱う作業への雇い入れ時、または当該業務への配置換えの際、およびその後6月以内ごとに1回、規定の事項にて健康診断を実施する。	<input checked="" type="checkbox"/>
	健康診断の結果を労働者に通知し、結果を5年間保存する。	<input checked="" type="checkbox"/>
	「特定化学物質健康診断結果報告書」を労働基準監督署長に提出する。	<input checked="" type="checkbox"/>
その他の必要な措置	雇い入れ時、また作業内容の変更時に安全衛生教育を実施。	<input checked="" type="checkbox"/>
	化学物質に汚染されたばく露（ウェス等）、紙屑等を、ふた付きの不浸透性の容器に納める。	<input checked="" type="checkbox"/>
	作業場を関係者以外立入禁止とし、その旨を見やすい場所に表示する。	<input checked="" type="checkbox"/>
	運搬・貯蔵時に物質が漏れないよう、堅固な容器もしくは確実な包装をする。	<input checked="" type="checkbox"/>
	作業場以外の場所に休憩室を設ける。休憩室入り口には粉じん除去用として「湿らせたマット等」と「衣服用ブラシ」を備えると共に、室内を毎日1回以上掃除する。	<input checked="" type="checkbox"/>
	洗浄設備として、「洗眼、洗身またはうがいの設備」「更衣設備」「洗濯のための設備（洗濯機）」を設ける。	<input checked="" type="checkbox"/>
	作業場での喫煙・飲食を禁止とし、その旨を表示する。	<input checked="" type="checkbox"/>



必要装置を講じない場合、労働安全衛生法 第119条が適用され、最大で

「6ヶ月以下の懲役 または50万円以下の罰金」に処される可能性があります。